|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 記者発表（発表・資料配布） | | | | |
| 月/日  （曜日） | 担当事務所  担当課名 | 電話番号 | 発表者名  （担当者名） | その他配布先 |
| ２／14  （月） | 神戸県民センター神戸土木事務所  宅建業課 | 078-737-2196 | 神戸土木事務所  所長　八木下　徹  （所長補佐兼宅建業課長  岩根　聡一郎） | － |

宅地建物取引業者に対する監督処分について

ウェルインサイドホールディングス株式会社の宅地建物取引業法（以下「法」といいます。）違反について、兵庫県神戸県民センターは、令和４年１月４日、同社に対し、法に基づく監督処分を行いました。

記

１　処分内容

　法第65条第２項に基づく業務停止

(1)　期間

　　 令和４年２月25日から令和４年３月11日までの15日間

(2)　業務停止の範囲

　　　 宅地建物取引業に関する一切の業務

２　処分理由

　　法第６５条第２項第４号に基づく業務停止

　　　専任の宅地建物取引士の設置状況に関して、令和３年７月から令和３年９月までの間に、計３回にわたり、法第７２条第１項の規定に基づく報告のための来庁を求められたにもかかわらず、正当な理由なく報告命令に従わなかったため。

（参考）ウェルインサイドホールディングス株式会社　　代表取締役　二杉　高広

本店所在地：神戸市中央区小野浜町５番５３号

免許証番号：兵庫県知事（2）第11700号

参　考　法　令

○宅地建物取引業法（昭和27年６月10日法律第176号）

（指示及び業務の停止）

第65条　国土交通大臣又は都道府県知事は、その免許（第五十条の二第一項の認可を含む。次項及び第

七十条第二項において同じ。）を受けた宅地建物取引業者が次の各号のいずれかに該当する場合又はこ

の法律の規定若しくは特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六

号。以下この条において「履行確保法」という。）第十一条第一項若しくは第六項、第十二条第一項、

第十三条、第十五条第一項若しくは履行確保法第十六条において読み替えて準用する履行確保法第七条

第一項若しくは第二項若しくは第八条第一項若しくは第二項の規定に違反した場合においては、当該宅

地建物取引業者に対して、必要な指示をすることができる。

第１号～第４号（略）

第２項　国土交通大臣又は都道府県知事は、その免許を受けた宅地建物取引業者が次の各号のいずれか

に該当する場合においては、当該宅地建物取引業者に対し、一年以内の期間を定めて、その業務の全

部又は一部の停止を命ずることができる。

第１号～第３号（略）

第４号　この法律の規定に基づく国土交通大臣又は都道府県知事の処分に違反したとき。

第５号～第８号（略）

第３項～第４項（略）

（報告及び検査）

第72条　国土交通大臣は、宅地建物取引業を営むすべての者に対して、都道府県知事は、当該都道府県の区域内で宅地建物取引業を営む者に対して、宅地建物取引業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、その業務について必要な報告を求め、又はその職員に事務所その他その業務を行なう場所に立ち入り、帳簿、書類その他業務に関係のある物件を検査させることができる。

　第２項～第６項（略）